

介護予防・日常生活支援総合事業における高齢者の通いの場の充実について

1. これまでの介護予防事業と平成27年度介護保険制度の改正

介護保険法改正前の介護予防事業概要

要介護・要支援者以外の高齢者への介護予防事業は、介護保険制度の「地域支援事業」で実施（改正前介護保険法第115条の45）

- 二次予防事業～要介護状態等となるおそれのある高齢者の把握及び把握した対象者への介護予防事業への参加勧奨、運動機能・栄養改善等向上プログラム教室の実施
- 一次予防事業～高齢者全般への介護予防教室や講演会等の普及啓発、地域の予防活動支援

国におけるこれまでの『介護予防事業』に関する考え方・実施方法の見直し

二次予防事業の見直し

- ・二次予防事業参加率の低迷
…介護予防に関心を持っていない高齢者の参加を促すことができなかった。
※高齢者人口に対する二次予防事業参加率【川崎市 H27: 0.2%】^{*1} 参考：国全体 0.7% (H24)^{*2}
- ・費用対効果の課題
…「リスク層の予防を目的とした対象者の把握」に費用を要してきたものの参加者数が低調
※対象者把握に要した費用【川崎市 H27 決算額：39,903 千円】
※二次予防事業参加者数 【川崎市 H27 参加実人数：563 人】

通いの場の創出について

…地域の住民が一緒に参加することのできる通いの場を創出する取組が不十分だった。

介護予防事業のコンセプトの転換⇒介護保険法改正 ～個別アプローチから自発的な健康づくりを側面的に支援するアプローチへ～ (改正内容)

高齢者の状態に応じた事業組み立てから、一次予防事業・二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的な介護予防の取組の推進へ

～介護保険法改正（H27.4.1 施行）～
《改正主旨》
地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

《地域支援事業の充実に向けた新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設》
・「地域づくり」による介護予防の推進
・多様な主体による「通いの場」の充実

2. 本市総合事業への反映に向けた取組み

介護予防事業推進体制構築モデル事業の実施

- 【目的】介護予防に資する『通いの場』における多様な主体による運営及び利用者ニーズの検証
 - 【実施主体】社会福祉法人、NPO法人、民間企業及びボランティア団体（6つの実施主体）
 - 【対象者（参加者）】 虚弱高齢者及び要支援者（31名）
 - 【内容】 運動器の機能向上を目的とする体操や入浴介助等の実施
 - 【実施期間】 H26. 6月～8月 【実施回数】 概ね週2回（1回につき2時間程度の短時間）
- 《モデル事業参加者の主なアンケート実施結果（30名）》

- ・実施時間：「ちょうどよかった」80% ・実施回数：「ちょうどよかった」77%
- ・参加満足度：「非常に満足している」50% 「少し満足している」10%

～平成27年度～地域包括支援センターや事業者等との意見交換の実施
《H27.10月》本市総合事業素案の公表⇒《H28.2月》施行案の公表⇒《H28.4月》事業開始

3. 通いの場の充実に向けた本市総合事業への反映内容

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項）

介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法第115条の45第1項第1号）

～要支援者等へのケアプランにもとづき提供される指定介護事業所等によるサービス提供～

○新たに人員基準を緩和した「介護予防短時間通所サービス」の構築

…短時間の通いの場ニーズへの対応と多様な主体の参入を可能とする新たな通所型サービス

一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）

～全ての高齢者を対象とした市町村による介護予防に資する普及啓発や地域活動支援等の実施～

○地域住民による「通いの場」拡充に向けた「地域介護予防活動支援事業補助金」の新設

…高齢者支援を目的としたボランティア団体等の通いの場運営・立上げに要する経費を補助
(1団体あたり上限300千円/年度)

○地域みまもり支援センターや地域包括支援センターによる地域の担い手の発掘、ボランティア団体支援の実施

…担い手育成のための講習会や地域住民が実施する介護予防に資する活動や学習等の支援

○介護予防事業として実施してきた「いきいき元気広場事業」の継続実施

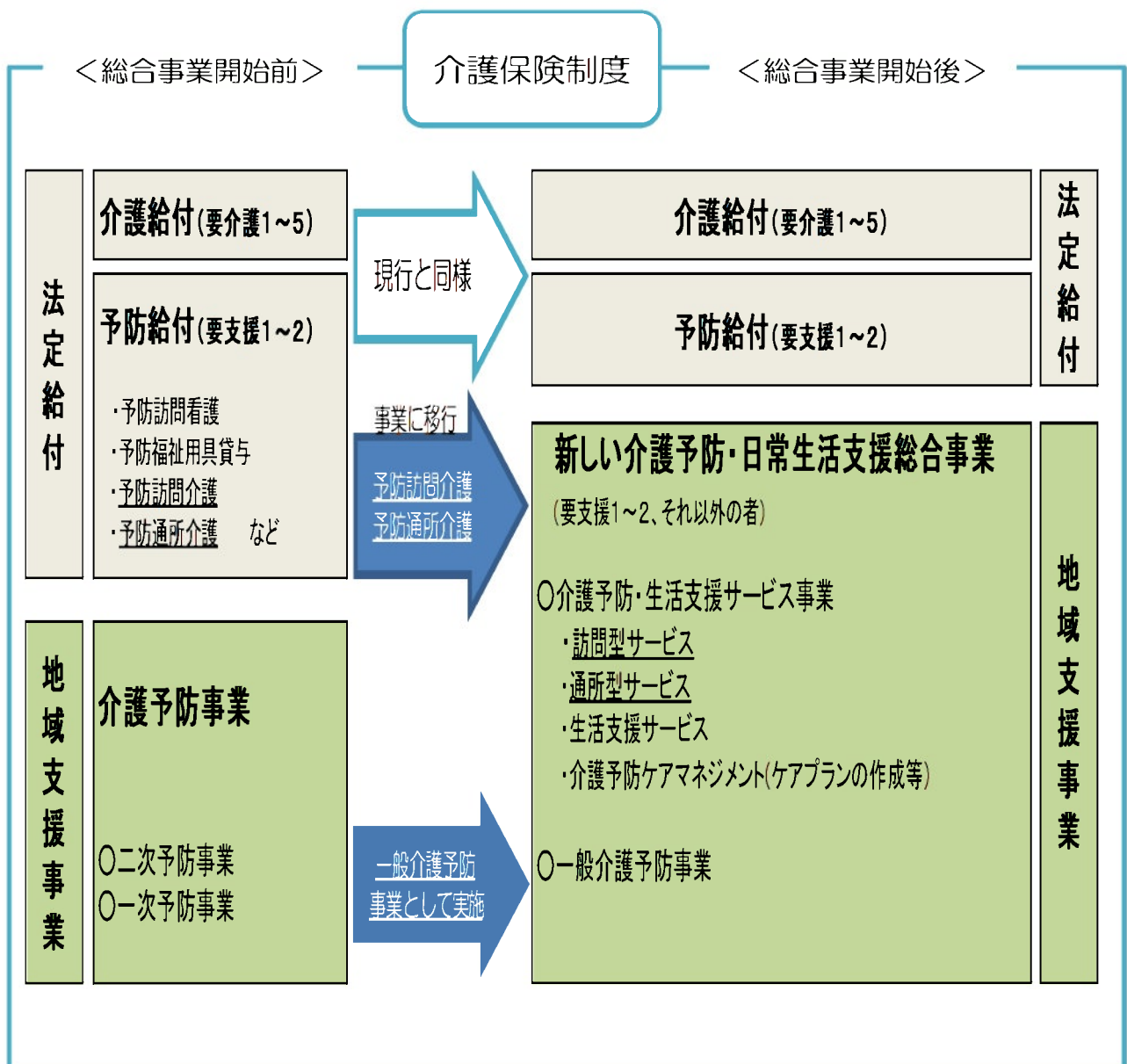
…市内48箇所の「老人いきいきの家」を活用した身近な通いの場の確保・予防教室の継続実施

*1 資料) H28.7 介護保険運営協議会資料にもとづき算出

*2 出所) H27.5 厚生労働省総合事業早期移行に向けた市町村セミナー資料

総合事業開始前と開始後の全体像

- 予防給付のうち「予防訪問介護」「予防通所介護」は、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行
- 「介護予防事業」は、二次予防事業と一次予防事業を区別せずに、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する観点から見直しが図られ、一般介護予防事業として実施



1. 事業概要

(1) 目的

本事業は、厚生労働省が定める介護保険地域支援事業実施要綱における「認知症初期集中支援推進事業」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、専門職で構成する認知症訪問支援チーム（以下「訪問支援チーム」という。）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とします。

※支援チームの構成要件

保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する専門職で、認知症ケアの相談業務等に3年以上携わった経験のある者2名以上と、認知症専門医もしくは認知症専門医と連携をしている医師で、認知症サポート医である医師1名以上で構成します。

(2) 支援対象者

在宅で40歳以上の認知症が疑われる方や認知症の方で、次のいずれかに該当する方

- ・医療介護サービスを受けていない方、または中断している方
- ・医療介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に困っている方

(3) 支援内容

訪問支援チームが対象者の自宅を訪問し、認知症の観察・評価を行うとともに、本人や家族の心理的サポートや認知症の状態に応じた助言など、認知症の初期支援を集中的に行い、**症状が重症化する前に適切な医療機関や介護サービスの利用につなげます。**

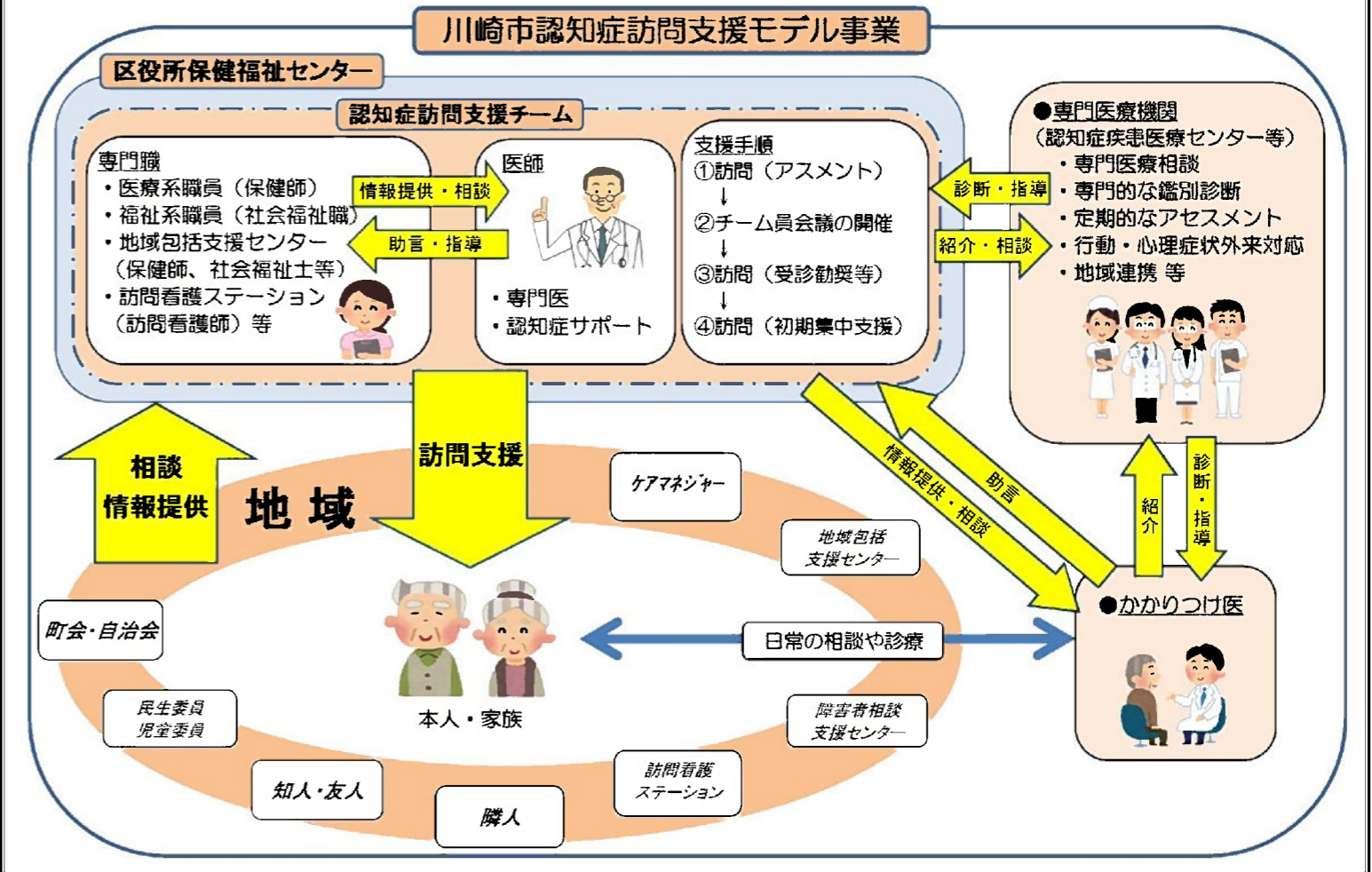
支援期間は、継続的な受診や安定的な介護サービスの利用につながるまでとし、最長6か月間を予定とします。

本市では、これまでも各区保健福祉センターで高齢者精神保健相談等の相談事業を行ってきた経緯があり、状況に応じて対象者宅を訪問するなど、従来から地域での訪問活動を行ってまいりました。これら既存の取組との有機的な連携や役割分担を行い、地域みまもり支援センターを中心とした**庁内外の関係部署・関係機関との連携により、認知症のアウトリーチ型支援を推進します。**

(4) モデル実施区

平成28年度から市内1区（幸区）でモデル事業を開始するとともに、平成29年度からは市内3区にモデル実施区を拡大し、実施体制や事業内容の検証を重ねながら、最終的には**平成30年度から全区を対象に本事業を本格実施**します。

2. 訪問支援チームの概念図

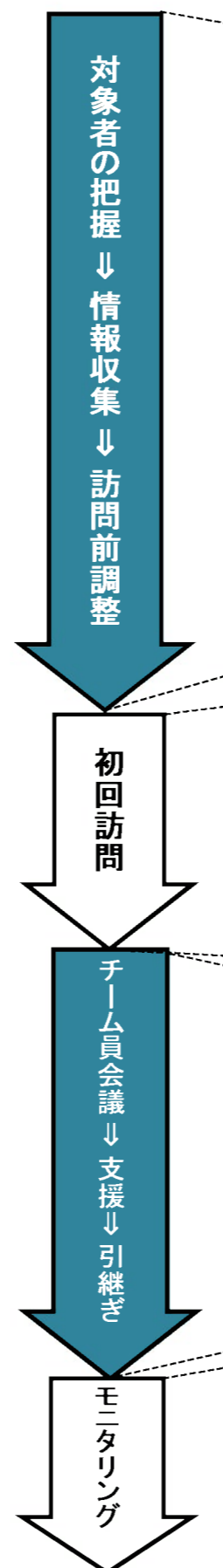
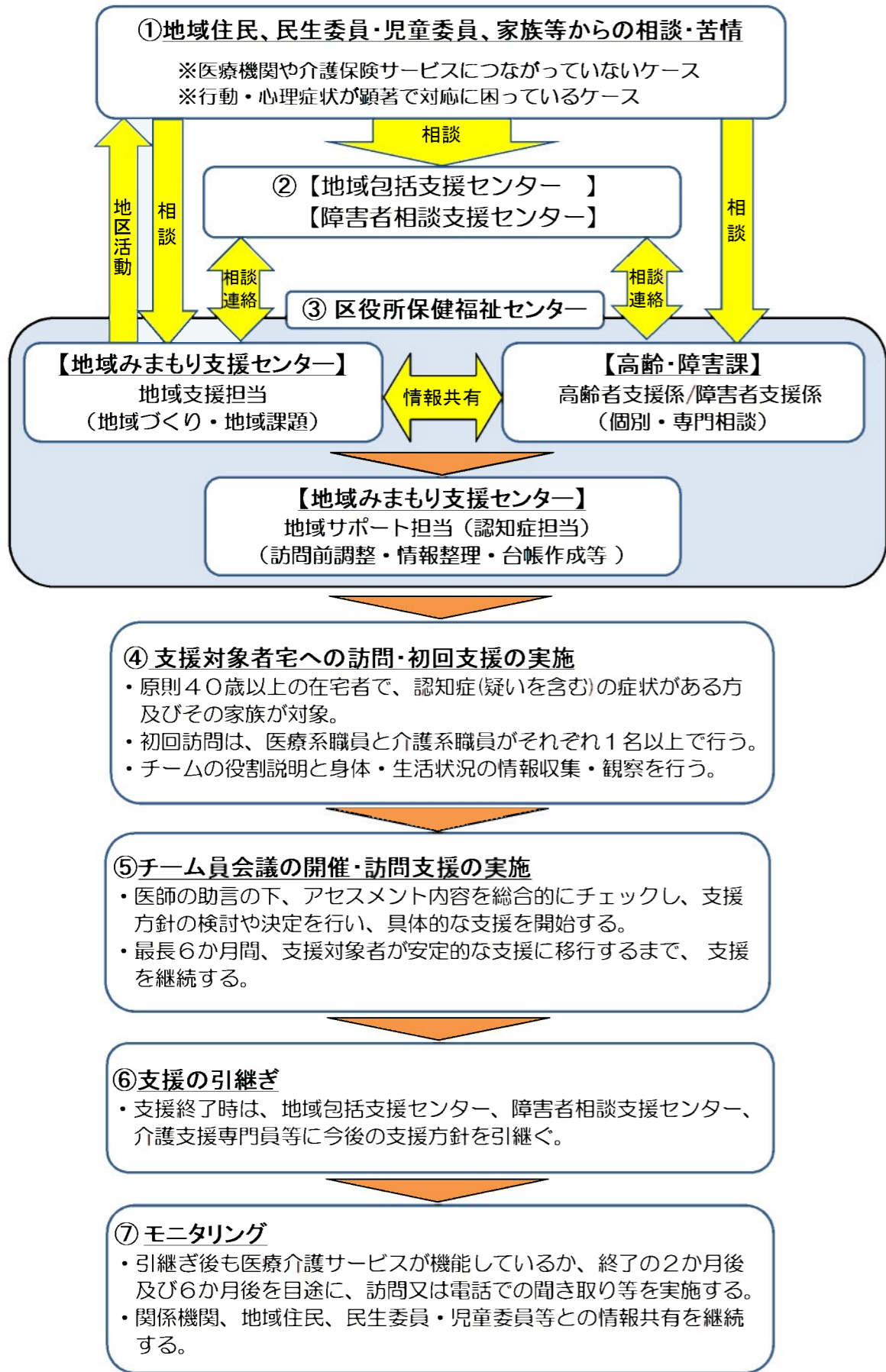


3. スケジュール(予定)

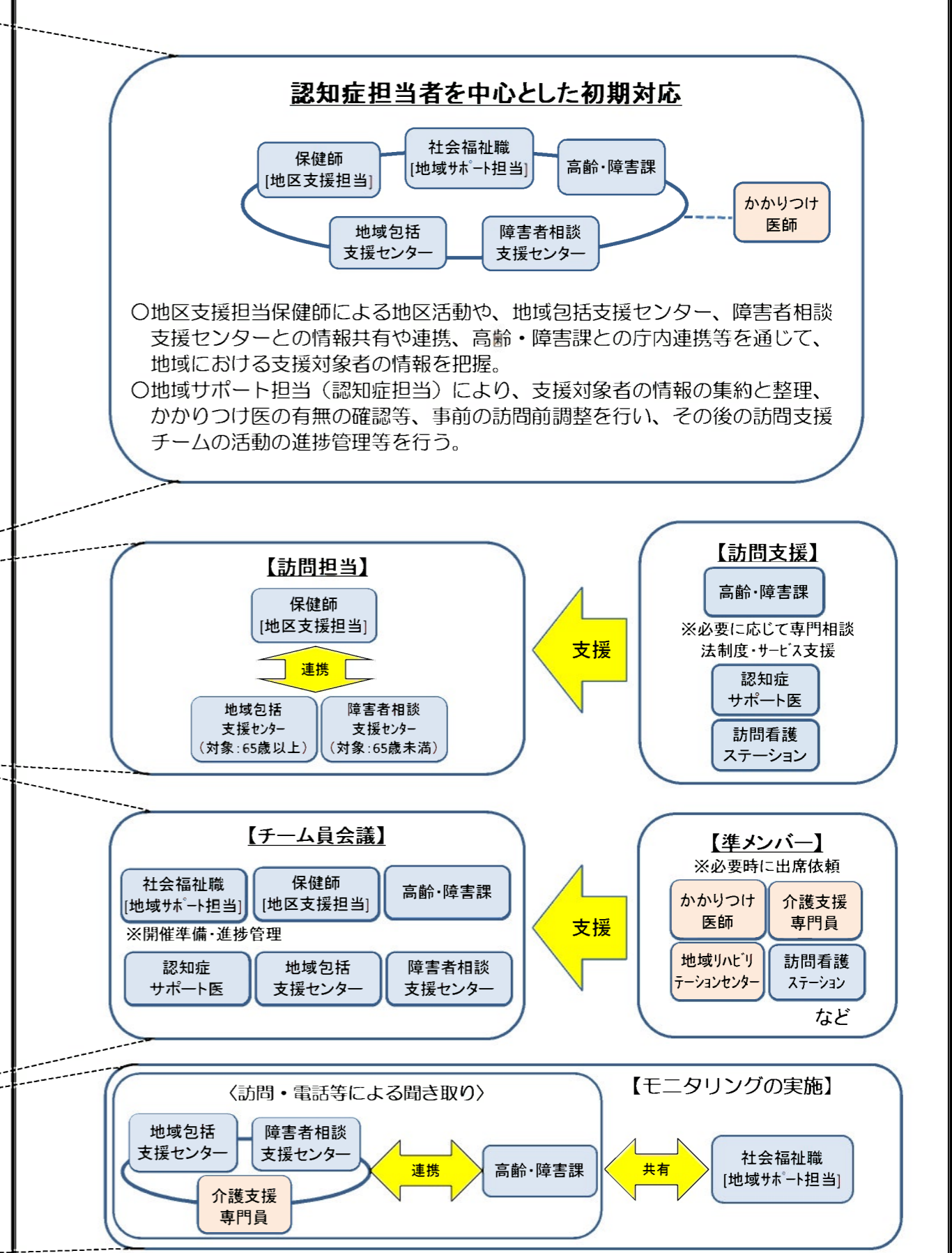
	平成27年度	平成28年度												平成29年度		平成30年度					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前半	後半	前半	後半				
モデル実施区検討会(随時)		実施準備(1区)										モデル実施(1区)						モデル実施(2区)		本格実施(全区)	
訪問支援チーム検討委員会 ※全市での事業検討の場 ※認知症疾患連携協議会と合同開催		●認知症疾患医療連携協議会										●認知症疾患医療連携協議会 (チーム検討委員会①)						●認知症疾患医療連携協議会 (チーム検討委員会②)			
イベント		●モデル事業実施要綱策定										●チーム員研修(1回目 7/9:10)						●チーム員研修(2回目 12/17:18)		●チーム員研修(3回目)	

「川崎市認知症訪問支援モデル事業」の実施について

認知症訪問支援チーム 段階的介入フロー【標準例】



機能連携・役割分担【イメージ】



二次予防事業参加率の高い取組事例

「二次予防事業参加率の低迷」は全国的な課題であったものの、二次予防事業対象者である参加者の割合が、全国的にみて高い自治体の介護予防の取組事例(対象者の選定方法については、川崎市と同一ではない)

【介護予防の取組】

大阪府大東市 ～住民主体の介護予防～

- 住民が主体となって取り組む介護予防事業を市内全域で展開している。虚弱高齢者が元気高齢者の支えで元気を取り戻し、小学校の下校時の見守り隊に参加するなど社会活動が広がっている。
- 介護予防活動を通して、見守りや助け合い等地域の互助の力が育っている。

基本情報(平成25年4月1日現在)

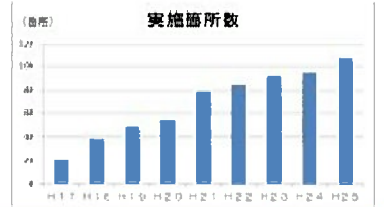
※人口は平成24年3月31日

地域包括支援センター設置数	直営	0	カ所
	委託	3	カ所
総人口		123,573	人
65歳以上高齢者人口		26,697	人
		21.6	%
75歳以上高齢者人口		10,516	人
		8.5	%
第5期1号保険料		4,980	円



介護予防の取組の変遷

- 平成16年度に地域ケア会議で町ぐるみの介護予防の必要性を提言
- 平成17年度に虚弱者も参加できる「大東元気でまっせ体操」を開発し、一次・二次予防対象者の枠組みにとらわれず、自治会、町内会単位で住民主体での活動の場の普及に取り組む
- 老人会のイベント等で介護予防について普及啓発
- 住民主体の活動の場の育成及び世話役を養成
- 体操教室後に民生委員、校区福祉委員、世話役が集合。地域の虚弱高齢者情報を共有し、具体的な対策を検討する



65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合	9.3%
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	2.7%

※要支援1～要介護5の高齢者163人が含まれる。

長崎県佐々町 ～介護予防ボランティアを主軸にした地域づくり～

- 中高年齢層を対象として介護予防ボランティアを養成し、ボランティア活動が無理なく継続できるように、連絡会を組織してバックアップしている。介護予防・日常生活支援総合事業においても、介護予防ボランティアが、生活支援や通所の場で、担い手として活躍している。

基本情報(平成25年4月1日現在)

※人口は平成24年3月31日

地域包括支援センター設置数	直営	1	カ所
	委託	0	カ所
総人口		13,786	人
65歳以上高齢者人口		3,034	人
		22.0	%
75歳以上高齢者人口		1,626	人
		11.8	%
第5期1号保険料		5,590	円



介護予防の取組の変遷

- 平成18年 地域包括支援センターが始動し、介護予防の普及啓発を行うものの、住民の主体的取組につながらず、2年が経過。町内唯一の地域サロンは、職員の関与無しには成り立たない状況だった。
- 平成20年 普及啓発のあり方を見直し、自主活動の育成に主眼を置いた「介護予防ボランティア養成講座」をスタート。修了者がそれぞれの地区で「地域型介護予防推進活動」に取り組むようになり、初年度に、8地区で集いの場が立ち上がる。
- 以後、毎年、新たなボランティアを養成し、現在、団塊世代を対象に「地域デビュー講座」として継続中。修了者による集いの場は、現在14地区で開催されている。(最終目標は、全町内会30地区)

65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合	11.6%
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	6.6%